=

国保加入の皆さんへ

平成27年度 国民健康保険税が決定しました

平成27年度の国民健康保険税(以下、国保税)率等の内訳が 決定しました。国保税は皆さんの医療費にあてられる大切な財源 です。忘れずに納めましょう。

区分	説明	国保税		
		基礎分	後期高齢者 支援金分	介 護納付金分
所得割	平成26年中の所得金額-基礎控除(33万円)	6. 3%	2. 0%	2. 0%
資産割	平成27年度の固定資産税額に対する	34.0%	6. 0%	6. 0%
均等割	被保険者1人につき	21,000円	6,000円	7,000円
平等割	1世帯につき	15,000円	6,000円	6,000円
最高額	1世帯につき	52万円	17万円	16万円

- ・後期高齢者支援金分を全被保険者にご負担いただいています。介護納付金分は、40 歳以上65歳未満の方がいる世帯に、国保税として負担していただいています。
- ・税率、均等割額および均等割額については、前年度と変更ありません。ただし、 最高額の基礎分は51万円から52万円、後期高齢者支援金分は16万円から 17万円、介護納付金分は14万円から16万円に増額されました。
- ・所得により、均等割・平等割額の7割、5割、2割を軽減する制度があります。
- ・非自発的失業者(倒産・解雇・雇止め等により離職した方)のうち、国保税の 軽減に該当しない方で、所得が皆無になったり、病気や災害等で国保税の納付が 困難な場合は申請により減免されることがあります。



ご存じですか? ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れ た後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効 成分、効能・効果を持っています。かかりつけ 医や薬剤師と相談の上、ジェネリ ック医薬品を選択できます。

ジェネリック医薬品を選択 することにより、自己負担 額が軽減される方について は、ジェネリック医薬品普及 促進差額通知書を送付します。

なお、差額通知書の送付を 希望しない方は、ご連絡をお 願いします。

非自発的失業者の方へ 国保税が軽減できます

次に該当する非自発的失業者の国保税は、失 業した次の日からその翌年度末までの期間、前 年所得の給与所得を30/100として算定しま す (基準を満たせば7・5・2割軽減を適用)。 高額療養費等の所得区分の判定についても、給 与所得(前年)を30/100として対応します。

- ・雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等の 事業主の都合により失業した方)
- 雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了な どにより失業した方)
- ◆手続きに必要なもの

雇用保険受給資格者証・納税義務者(世帯主)

国保税の納税通知書を7月中旬に発送します

国保だよりの詳細については、同封のお知らせ文書をご覧ください。

問い合わせ先 市民保険課 保険班 ☎53-3115





◆問い合わせ先

☎088-864-1111 南国年金事務所 市民保険課 保険班 ☎53-3115

納付期限を守りましょう

保険料は、日本年金機構から送られる納付書によ り、金融機関・郵便局・コンビニで納めることがで きます。また、クレジットカードによる納付やイン ターネット等を利用しての納付のほか、便利でお得 な口座振替もあります。

国民年金保険料を未納のまま放置すると、督促状 が送付されます。さらに、督促状で指定された期限 までに納付がない場合、延滞金を課すだけでなく、 納付義務のある方※の財産を差し押さえることもあ りますので、早めの納付をお願いします。

また、保険料を納め忘れている状態で、障害や死 亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金 や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う 配偶者および世帯主になります。

平成27年度の国民年金保険料は 月額 15,590円です

保険料を免除・猶予する 制度があります

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合、保 険料の納付が免除・猶予となる保険料免除制度や若 年者(30歳未満)納付猶予制度があります。

平成27年度の免除等の申請は、7月1日から受 け付けを開始します(対象期間は平成27年7月分 から平成28年6月分まで)。

申請は市民保険課および香北支所・物部支所で受 け付けています。詳しくはお問い合わせください。

また、平成26年4月の国民年金法改正により、 2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をす ることができるようになりました。経済的な理由で

保険料を納付することが困難になっ ていたものの、申請を忘れてい たために未納期間が残ってい るなど、該当する可能性の ある方は、市民保険課また は南国年金事務所へご相談 ください。

後期高齢者医療 ご加入の皆さんへ

■問い合わせ先 市民保険課 保険班 ☎53-3115

新しい保険証は 7月下旬に発送予定です

現在お使いの後知時間 | 被保険者証は緑色/ 現在お使いの後期高齢 新しい保険証は7月下旬 ごろ、黄緑色の封筒でお 届けします。また、後期



高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認 定証の有効期限も7月31日までです。現在 認定証をお持ちの方で8月からも該当の方 には、新しい認定証も併せてお届けします。

保険料額決定通知書兼納付通知書は 7月中旬に発送予定です

個人ごとの平成27年度保険料額・納付方法は、同封す る保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方 法は、次のいずれかの方法となります。

特別徴収 (年金天引き)

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後 期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額 の2分の1を超えない方は年金から天引きされます。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替 により市へ納付をお願いします。

同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が 決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定がで きませんので、所得申告をお願いします。